

日本農業遺産東稲山麓地域ロゴマーク募集要項

1 趣旨・目的

岩手県南地域に位置する東稲（たばしね）山麓地域（一関市舞川地区、奥州市生母地区、平泉町長島地区）は、令和5年1月17日に「日本農業遺産」に認定されました。認定を推進してきた東稲山麓地域農業遺産推進協議会では、これを機に、日本農業遺産としての東稲山麓地域を県内外へ広くPRし、認知度向上、イメージアップ及びブランド化を図っていくため、ロゴマークを募集します。

2 募集内容

日本農業遺産東稲山麓地域ロゴマーク

3 応募資格

年齢・居住地・プロ・アマ不問

4 募集期間

令和5年7月3日（月）から令和5年8月31日（木）まで

5 応募作品の要件

- (1) 趣旨・目的に沿ったデザインとしてください。
- (2) 様々な自然災害から生命と生活を守るため、各農家が山麓地と低平地の両方に農地を所有するとともに、それを支える共同・共助の精神が現在も受け継がれている地域であることを踏まえたデザインとしてください。
※ 東稲山麓地域はこれらのことが評価され、日本農業遺産に認定されました。詳しくは、岩手県HP(<https://www.pref.iwate.jp/kennan/nousei/1013652/1065998/index.html>)を御覧ください。
- (3) 「東稲」、「たばしね」、「TABASHINE」のいずれかの文字を入れてください。
- (4) 「日本農業遺産」または「Japanese Nationally Important Agricultural Heritage Systems」の文字を入れてください。
- (5) 作品はカラーとし、単色、モノクロでの使用も考慮したデザインとしてください。
- (6) 本事業のために独自にデザインしたもので、国内外ともに未発表で類似がないこと、第三者の著作権や商標権を侵害しないデザインであるものに限りします。
- (7) 権利侵害などの問題が発生した場合、東稲山麓地域農業遺産推進協議会では一切の責任を負いかねます。

6 応募方法

- (1) データの場合「岩手県 電子申請・届出サービス」から、手描きの場合郵送で応募してください。
- (2) データの場合、データ形式は JPEG、PNG、GIF のいずれか、サイズは1作品につき3MB以内とします。
- (3) 手描きの場合、応募用紙は岩手県 HP (<https://www.pref.iwate.jp/kennan/nousei/1013652/1065319.html>) からダウンロードしたものを使用し、A4用紙に両面印刷してください。
- (4) 1人何作品でも応募できます。
- (5) 「作品説明」に記載された内容についても、ロゴマーク発表時に公表する予定です。
- (6) 受付通知は行いませんので、御了承ください。

<応募先>

(1) データの場合

【岩手県 電子申請・届出サービス】

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4070

- ※ 画面に従い、必要事項を入力してください。
- ※ 複数作品を応募する場合、1作品ずつの応募となります。

(2) 手描きの場合

【郵送先】

〒023-0053

岩手県奥州市水沢大手町1-2

岩手県県南広域振興局農政部 農業遺産推進チームあて

- ※ 封筒表面に「東稲山麓地域ロゴマーク応募書類在中」と記載してください。
- ※ 作品が描かれた部分を折り曲げないようにしてください。
- ※ 複数作品を応募する場合、まとめて送付いただいてもかまいません。ただし、各作品それぞれの応募用紙に必要事項を記載してください。
- ※ 令和5年8月31日(木)必着とします。

7 審査

審査は、別途設置する審査委員会において厳正に行い、最優秀作品を日本農業遺産東稲山麓地域ロゴマークとして使用します。

審査の審査過程、選定結果、選定理由に関する質問や異議は受け付けませんので、あらかじめ御了承ください。

8 結果発表及び賞

(1) 公表日

令和5年9月下旬頃予定

選考結果は、受賞者に通知するとともに、県ホームページ及び平泉町役場で行われるお披露目式で公表予定です。

受賞者以外の方には連絡しませんので御了承ください。

(2) 賞

最優秀賞 1 作品 賞状、副賞 5 万円分（金券（※） 3 万円分及び地域の特産品 2 万円分）

優秀賞 2 作品 賞状、地域の特産品 1 万円分

※ 金券は、JCB ギフトカード、JTB 旅行券、図書カードからお選びいただけます（高校生以下の方が受賞した場合は、図書カードとなります）。

9 採用作品の取扱

(1) 採用作品のロゴマークは、ホームページ、ポスター等をはじめ、広く告知・広報に活用します。また、東稲山麓地域の農産物や6次産品等へ表示し、地域のイメージアップに活用します。

(2) 採用作品の著作権・商標権、その他の知的財産権、所有権等に関するすべての権利は東稲山麓地域農業遺産推進協議会に帰属します。協議会への帰属了承等のため、未成年の場合は、親権者の同意が必要です。また、その採用者は、当該作品に関し、著作者人格権を行使しないものとします。

(3) 採用作品は、協議会において必要に応じ修正やデータ形式の変更等を行う場合があります。選考結果が出るまで元データは保管をお願いします。また、手描きの作品が選定された場合は、協議会においてデータ化を行います。

10 個人情報の取扱

(1) 応募者の個人情報は、本事業に関する用途以外の目的には使用しません。

(2) 受賞者については、氏名及び居住市町村を報道やホームページ等で公表します。

11 その他

- (1) 応募に要する費用は応募者負担となります。
- (2) 応募作品は返却しません。
- (3) 応募者は、協議会が審査結果の公表にあたって、応募作品を活用することをあらかじめ認めるものとします。
- (4) 今後、東稲山麓地域が世界農業遺産への認定になった場合、ロゴマークのデザインを一部修正して使用する場合があります。
- (5) 次の場合、結果発表後であっても採用を取り消す場合があります。
 - ア 公序良俗に反する場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 既発表の作品であることが判明した場合又は既発表の作品に類似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害のおそれがある場合
 - オ その他法令又は本募集要項に反する場合
- (6) 応募をもって本募集要項に同意したものとみなします。

<お問い合わせ先>

東稲山麓地域農業遺産推進協議会

(事務局：岩手県県南広域振興局農政部)

住所：〒023-0053

岩手県奥州市水沢大手町1-2

電話：0197-22-2842

メール：BD0004@pref.iwate.jp